ロ　行政機関の長は、行政文書をファイルにまとめるとともに、分類し、名称を付し、保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、保存期間満了前のできる限りはやい時期に、国立公文書館等への移管の措置又は廃棄の措置をとるべきことを定めなければならないこととした。（第五条第二項、第三項及び第五項関係）

(2)　保存等

行政機関の長は、行政文書ファイル等をその内容、時の経過、利用の状況等に応じ適切に保存しなければならないこととした。この場合において、行政機関の長は、行政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならないこととした。また、行政文書ファイル管理簿を作成し、これを公表しなければならないこととした。（第六条及び第七条関係）

(3)　移管又は廃棄

イ　行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないこととした。（第八条第一項関係）

ロ　行政機関の長は、行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないこととした。また、特に保存の必要があると認める場合には、廃棄の措置をとらないように求めることができることとした。（第八条第二項及び第四項関係）

(4)　管理状況の報告等

イ　行政機関の長は、行政文書の管理の状況を毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならないこととした。（第九条第一項及び第二項関係）

ロ　内閣総理大臣は、行政文書の管理の状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に実地調査をさせることができることとした。この場合において、国立公文書館に、これらの事務を行わせることができることとした。（第九条第三項及び第四項関係）

(5)　行政文書管理規則

行政機関の長は、内閣総理大臣の同意を得て、行政文書管理規則を設けなければならないこととした。（第一〇条関係）

3　法人文書の管理

独立行政法人等は、行政文書の管理に関する規定に準じて、法人文書管理規則を設け、法人文書を適正に管理しなければならないこと等法人文書の管理に関する原則を定めることとした。（第一一条～第一三条関係）

4　歴史公文書等の保存、利用等

(一)　行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管

内閣総理大臣は、歴史公文書等の移管について、国の機関（行政機関を除く。）と合意した場合、その移管を受け、国立公文書館に移管することとした。（第一四条関係）

(二)　特定歴史公文書等の利用請求

(1)　特定歴史公文書等について、次に掲げる場合等を除き、利用させなければならないこととした。（第一六条第一項関係）

イ　行政機関の長から移管された特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

(イ)　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条第一号、第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報

(ロ)　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれる等のおそれがあると移管元行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(ハ)　公にすることにより、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると移管元行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(2)　国立公文書館等の長は、利用を制限する場合、時の経過を考慮するとともに、行政機関の長等の意見を参酌しなければならないこととした。（第一六条第二項関係）

(三)　異議申立て及び公文書管理委員会への諮問

利用請求に関して、異議申立てをすることができるものとし、異議申立てを受けた場合、公文書管理委員会に諮問しなければならないこととした。この場合の手続については、独立行政法人等情報公開法等の規定を準用することとした。（第二一条及び第二二条関係）

5　公文書管理委員会

(一)　内閣府に、公文書管理委員会を置き、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理することとした。（第二八条関係）

(二)　内閣総理大臣は、この法律に基づく政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき等は、公文書管理委員会に諮問しなければならないこととした。（第二九条関係）

6　雑則

(一)　内閣総理大臣の勧告

内閣総理大臣は、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができることとした。（第三一条関係）

(二)　地方公共団体の文書管理

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないこととした。（第三四条関係）

7　附則

(一)　国立公文書館法等について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第四条～第一二条関係）

(二)　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況並びに行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第一三条第一項関係）

8　この法律は、5の規定等を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令及び公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令**（政令第一七四号）（公正取引委員会）

1　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、次の政令について所要の整理を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

(一)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令

(二)　公正取引委員会事務総局組織令

2　この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行するものとすることとした。